

1 保育園・認定こども園等を選ぶときは

就学前のお子さんが入園可能な認可施設として、保育園や認定こども園などがありますが、保育園は、保護者が仕事や病気、介護、出産等の理由で保育できない場合に、保護者に代わってお子さんを保育する児童福祉施設です。そのため、入園には一定の条件があり、単に「友達をつくらせたい」とか「社会生活を身につけさせたい」などの理由で入園することはできません。

一方、幼稚園は学校的一种であり、対象年齢に達していれば、他に条件なく入園できます。

この保育園と幼稚園の両方の役割を果たす施設として「認定こども園」があります。認定こども園は、保護者が働いている、いないに関わらず入園することができ（満3歳児以上のみ）、保育と教育を一体的に行う施設です。

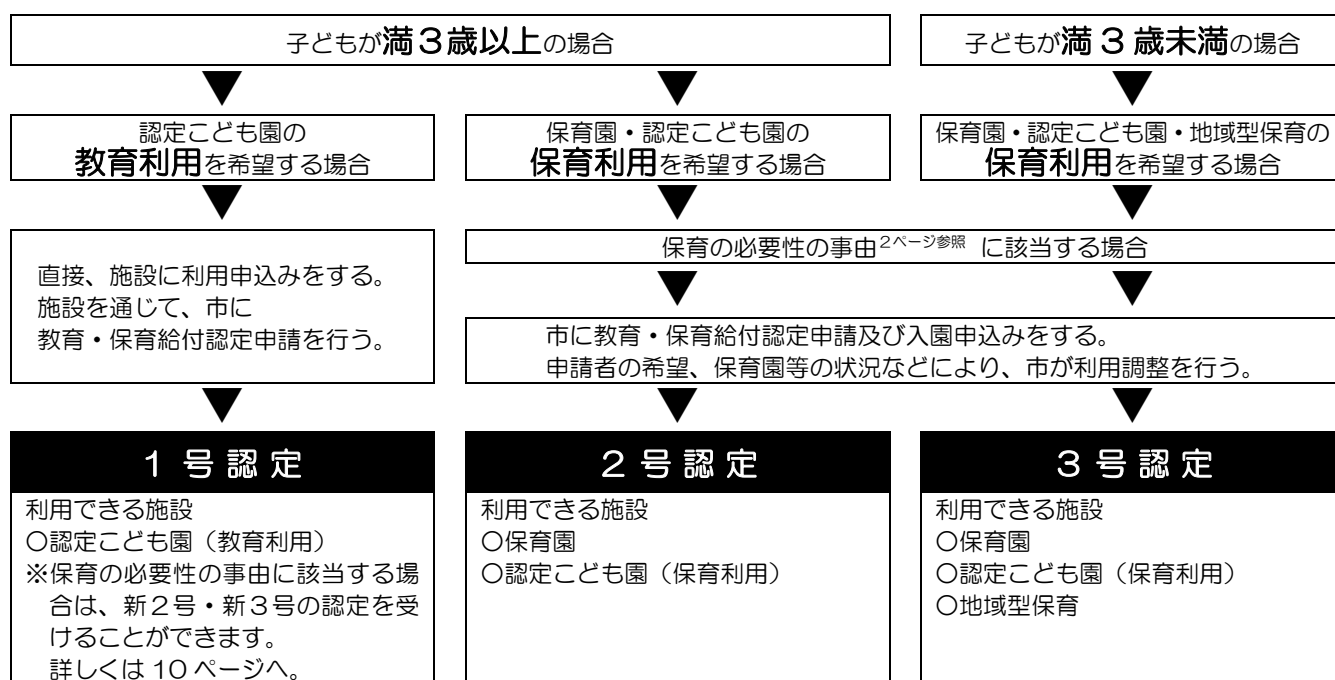
このほか、低年齢児を対象とした市町村認可事業の「地域型保育」があり、低年齢児の保育の場が増えてきています。

※「保育園」は通称であり、法律上は「保育所」と定義されています。

1-1 利用手続きの流れと教育・保育給付認定

施設の利用を希望する場合、次の3つの認定区分による「保育の必要性」の認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。この「教育・保育給付認定申請」は、入園の申込みに併せて手続きします。

申請により、お子さんの年齢や保育の必要性に応じた認定証が交付され、認定区分に基づく利用時間等により、施設を利用することになります。



※施設については、11～13ページで紹介しています。

2 保育利用（2号認定・3号認定）を希望される方へ

2-1 入園の申込みができる児童

次の(1)と(2)を満たす場合は、保育の必要性の事由に該当します。保育園や認定こども園、地域型保育の保育利用を希望する場合は、市に教育・保育給付認定申請（施設等入園申込）を行ってください。

(1) 保護者・児童が鶴岡市に居住し、住民登録をしていること。

ただし、鶴岡市へ転入を予定している方・出生予定の方も申請することができます。

※転入予定の場合、入園日は転入日以降になります。また、入園の決定は、転入届・出生届をされた後になります。

※入園日に鶴岡市に住民登録がない場合、原則としてお住いの自治体に必要書類を提出し、自治体を通じて鶴岡市に申請していただきます。

(2) 保護者(両親)が、次のいずれかの理由で家庭での保育が困難であること。

- ①就労 …………… フルタイム就労のほか、パートタイム、夜間就労など月 48 時間以上の就労
- ②妊娠・出産 …… 母が妊娠中または出産後間がない（出産予定の日の属する月の前後 2 か月間）。
- ③疾病等 …………… 病気・けが・心身障害がある。
- ④介護 …………… 同居の親族等をいつも介護・看護している。
- ⑤災害等 …………… 震災、風水害、火災等の復旧にあたっている。
- ⑥求職 …………… 継続的に求職活動を行っている。
- ⑦就学等 …………… 学校、専修学校等の教育施設に在学している。または、公共職業能力開発施設において、職業訓練を受けている。
- ⑧虐待・暴力等 …… 児童虐待の恐れがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる。
- ⑨育児休業中 …… 在園中の児童で、母が下の子の出産に伴い、育児休暇を取得する間も、
の継続在園 …… 引き続き保育園等を利用することが必要であると認められる場合
- ⑩その他 …………… ①～⑨に類する状態にあると市長が認める場合

2-2 申込み手続き

(1) 一斉受付期間……令和 8 年 1 0 月 1 日(木)～令和 8 年 1 0 月 3 0 日(金)必着

上記期間を過ぎても随時受け付けますが、期間内にお申込みの方から調整するため、入園のご希望に添えない場合があります。できるだけ上記期間内にお申込みください。

(2) 申込み場所……第 1 希望の園、子育て推進課 または 各地域庁舎担当課

第 1 希望の園に提出する場合は、申込みに必要な書類をすべてご準備の上、氏名を明記した封筒などに入れて糊付けし、施設の担当者へお渡しください。

※転入予定の方は、子育て推進課、または各地域庁舎担当課へお申込みください。

2-3 申込みに必要な書類

書類① 教育・保育給付認定申請書(施設等入園申込書)兼児童台帳兼施設等利用給付認定申請書

- ・ お子さん1人につき1部提出が必要です。
- ・ 「利用（保育等実施）を希望する期間」欄は、原則各月1日からとなります。
- ・ 出生予定のお子さんの場合は、母子健康手帳（母の氏名と出産予定日のわかるページ：1ページと4ページ）の写しの添付が必要です。
- ・ 定員の都合上、第1希望の園に入園できない場合もあります（4ページ入園の決定を参照）。
希望園は第5希望まで、「その他希望」の欄には第6希望以降や希望理由等を記載できます。
（14ページ記入例参照）。

※個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。申請書2ページに同居家族全員の個人番号を記載してください。また、子育て推進課に提出する場合は、申請書を提出する方の本人確認も行いますので、a～cのいずれかをお持ちください。

- 個人番号カード
- 写真付証明書類（1点）：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等
- 写真のない証明書類（2点）：資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給証明書 等

書類② 家庭での保育が困難であることを証明する書類

父母の分について、次の証明等が必要です。お子さん1人につきそれぞれ必要になりますが、一番上のお子さんの申込みに原本を提出した場合は、下のお子さんの分は写しで提出することも可能です。

区分	父母の状況	提出書類 *父母の分をそれぞれ提出	備考
就労等で 家庭保育 が困難な 方	会社等勤務	就労証明書（巻末に様式有）	会社の証明が必要
	自営業・農業等	就労証明書（巻末に様式有）	確定申告書の写し（開業間もない場合は開業届又は営業許可証の写し）添付
	職業訓練校等に通学	在学証明書	
	継続して求職活動をしている	求職活動状況申出書（巻末に様式有）	入園可能期間は最大3か月
病気等で 家庭保育 が困難な 方	妊娠中または出産後間がない（産前産後8週）	母子手帳の写し（母の氏名と出産予定日のわかるページ：1ページと4ページ）	入園可能期間は出産予定の日の属する月の前後2か月間
	障害がある	障害者であることを証明する書類（書類③参照）	
	病気療養中	医師の診断書（病名、加療期間、家庭保育が困難である旨の明記があるもの）	家庭保育が困難である内容が確認できる診断書
	家族の介護をしている	介護が必要な方の障害者手帳、介護保険被保険者証（要介護度のわかるページ）、診断書等の写し	

書類③ 障害者であることを証明する書類（該当する場合のみ）

同居家族または入園希望のお子さん本人が、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給証明書、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金証書のいずれかを交付されている場合は、その写しの添付が必要です（世帯の階層区分判定の資料になります）。

書類④ 離婚協議中であることを証明する書類（該当する場合のみ）

お子さんの父母が離婚協議中で別居している場合は、離婚調停や協議時の通知等の写しを添付することにより、お子さんと同居している保護者の方の市民税所得割額のみで世帯の階層区分を判定します。

申請書・就労証明書等の電子様式につきましては、市ホームページにも掲載しております。

2-4 入園の決定

入園の決定は、保育園所在地域の市担当課で行います。原則として「保育の必要性」が高い順に優先して決定しますが、次の場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

- ①入園の基準に該当しないために入園が認められない場合
- ②希望者が多数いるために希望する園に入園できない場合
- ③入園希望理由によっては、入園期間の希望に添えない場合 等

※ 認定こども園の2号・3号認定を第1希望とする方の場合も、保育の必要性が高い順に、市で利用調整を行います。

〈決定までの流れ〉

(1) 一斉受付期間内（10月1日～10月30日）に申込みをした方

①受入れ可能人数を超える申込み等があった場合、入所調整を行います。

※ 申込書に不備がないよう正確に記載してください。聞き取り等必要な場合、12月中に連絡いたします。

②令和9年1月下旬に、4月入園の決定者には「保育所入所承諾書」等を、5月以降の入園予定者には「保育所入所内定書」等を送付します（内定の方には、入園日前に改めて「保育所入所承諾書」を送付します）。また、それぞれ入園前に、各園から入園に向けての説明があります。

※ 入所承諾書・内定書等を受領後に入園日の変更を希望する場合は、速やかに「教育・保育給付認定変更申請書」（巻末に様式有）を利用施設に提出ください。入園を辞退される場合も手続きが必要になりますので、速やかにご連絡ください。

(2) 一斉受付期間外（10月31日以降）に申込みをした方

入園できる場合のみ、令和9年2月以降に随時入園決定し、通知します。

※ 受付期間外の申込みには、入園のご希望に添えない場合があります。できるだけ一斉受付期間内にお申込みください。

2-5 教育・保育給付認定における保育必要量の取扱い

保育所等を利用できる時間は、保護者の就労時間などに応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」のどちらかに認定されます。

● 保育必要量の判定

父母のいずれかの就労等に要する時間が月120時間未満の場合や求職活動中は、「保育短時間」になります。各保育所等が設定した保育短時間の利用時間帯がありますので、詳しくは各園にご確認ください。

※ 就労時間が月120時間未満の場合で、各保育所等が設定した保育短時間の利用時間帯を超えて利用しなければならず、保育標準時間への変更を必要とするときは、教育・保育給付認定申請書2ページの「保育の必要性」の欄で申し出ください。審査を行い、保育必要量を判定します。

2-6 入園してから

● ならし保育

お子さんが集団保育に徐々に慣れるために、入園から数日間は短い時間で保育する「ならし保育」を実施しています。利用を希望する日は、慣らし保育も含んだ日となりますので、産後の復職のために入園を検討する場合は、ならし保育の期間を考慮して入所希望日を記入してください。

※入園後すぐは、1日1～2時間程度の保育から始まり、徐々に午前中のみ、給食までといったように時間をのばしていきます。各園で実施期間は異なりますので、入園希望の園にご確認ください。

● 保育時間

保育時間は、各園で異なります（11～13ページ参照）。また、延長保育時間には別途料金がかかる場合があります。詳しくは各園にご確認ください。

● 土曜日の保育

土曜日の保育時間は、平日より短い場合があります（11～13ページ参照）。保育園は、仕事等により家庭で保育ができない場合に、保護者等に代わって保育を行う場です。土曜日に限らず、仕事がお休みの日は、親子のふれあいの時間として家庭保育に努めてくださるようお願いいたします。

● 給食

食物アレルギーの対応等については、各園にご相談ください。

● 感染症について

感染症によっては登園を見合わせていただきます。詳しくは各園にご確認ください。

2-7 その他の注意事項

● 就労状況の変更に伴う保育必要量の変更について

原則、認定変更は、就労証明書等の保育の必要性に関する書類を提出いただいた翌月からになります。勤務先や勤務時間等に変更があった場合は、速やかに就労証明書等の提出をお願いします。

就労を開始する月の初日までに就労証明書等を提出出来ない場合は、教育・保育給付認定変更申請書（巻末に様式有）を先に提出していただくことで、当月からの認定変更になります。

※市で保育必要量を判定しますので、教育・保育給付認定変更申請の手続きは原則不要です。ただし、就労時間が月120時間未満で、保育標準時間への変更を必要とする場合は、「教育・保育給付認定変更申請」（巻末に様式有）の手続きが必要です。

※ 就労証明書等が未提出であったり、家庭での保育が困難である状況が確認できない場合は、保育実施解除とさせていただく場合もありますので、未提出の方は速やかに対応くださるようお願いいたします。

<保育必要量の変更時期等の例>

例1 求職中の方が5月1日に就労を開始し、父母の就労時間がいずれも月120時間を超える場合

○5月1日以前に就労証明書を提出した場合

→5月1日から保育標準時間での教育・保育給付認定となります。

○5月2日～6月1日に就労証明書を提出した場合

→6月1日から保育標準時間での教育・保育給付認定となります。5月に保育短時間の利用時間帯を超えて利用するときは、原則、延長保育料が発生します。

例2 求職中の方が5月中に就労を開始し、父母の就労時間がいずれも月120時間を超える場合 ^{注)}

○5月1日以前に就労証明書等を提出した場合

→5月1日から保育標準時間での教育・保育給付認定となります。

○5月2日～6月1日に就労証明書等を提出した場合

→6月1日から保育標準時間での教育・保育給付認定となります。5月に保育短時間の利用時間帯を超えて利用するときは、原則、延長保育料が発生します。

注) 4月中に就労開始の場合のみ、4月10日まで就労証明書等を提出したときは、4月1日から保育標準時間での教育・保育給付認定とします。

例3 求職中の方が5月10日に就労を開始し、父母のうち、いずれかの就労時間が月120時間未満の場合

○就労証明書を提出した場合

→保育短時間での教育・保育給付認定となります。

※保育短時間の利用ではお迎え時間に間に合わず、保育標準時間での利用を希望する場合は、教育・保育給付認定変更申請を行ってください。

● 就労以外の理由での保育必要量の変更について

病気療養中や家族の介護をしているなど、保育できない理由に変更が生じ、認定変更を必要とする場合は「教育・保育給付認定変更申請」(巻末に様式有)を行ってください。

● 名字・住所・家族構成等の変更があった場合

速やかに各園、または園所在地域の市担当課へ「入所児童世帯等変更届」(巻末に様式有)を提出ください。

保護者の勤務先が変わった場合や保育を必要とする理由が変わった場合は、該当する各証明書の提出が必要です。

● 保育中に事故があった場合

保育中に事故があった場合は、看護師または保育士が必要に応じて応急処置を行ったり、保護者に連絡を取ったりした上で、医療機関等を受診するなどの対応を行います。また、保育中や登降園中の事故に備えて、日本スポーツ振興センター等の保険に加入しています。保護者負担が必要な場合がありますので、詳しくは各園にご確認ください。

● 退園手続き

退園予定がある場合は、速やかに各園に連絡し、園の指示を受けて必要な手続きをお取りください。さかのぼっての退園手続きはできませんので、ご注意ください。

3 教育利用（1号認定）を希望される方へ

3-1 申込みの流れと入園の決定

◇認定こども園への手続き等 ◆市への手続き等

時 期	流 れ
令和8年 10月1日～	◇認定こども園へ直接、利用希望の申込みをします。 ◇認定こども園から入園の内定を受けます（定員超過等の場合は選考あり）。 ◆認定こども園を通じて、市へ教育・保育給付認定申請を行います。
令和9年 1月下旬	◆市から教育・保育給付認定証が交付されます。 ◇認定こども園から入園に関する案内が通知されます。

注）一般的な流れを示しています。認定こども園への手続きについて、詳しくは各園にご確認ください。

3-2 教育・保育給付認定申請に必要な書類

書類① 教育・保育給付認定申請書（施設等入園申込書）兼児童台帳兼施設等利用給付認定申請書
お子さん1人につき1部提出が必要です。

※個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。申請書2ページに同居家族全員の個人番号を記載してください。また、子育て推進課に提出する場合は、申請書を提出する方の本人確認も行いますので、a～cのいずれかをお持ちください。

- a. 個人番号カード
- b. 写真付証明書類（1点）：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等
- c. 写真のない証明書類（2点）：資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給証明書 等

書類② 障害者であることを証明する書類（該当する場合のみ）

同居家族または入園希望のお子さん本人が身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給証明書、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金証書のいずれかを交付されている場合は、その写しの添付が必要です。（世帯の階層区分判定の資料となります。）

書類③ 離婚協議中であることを証明する書類（該当する場合のみ）

お子さんの父母が離婚協議中で別居している場合は、離婚調停や協議時の通知等の写しを添付することにより、お子さんと同居している保護者の方の市民税所得割額のみで世帯の階層区分を判定します。

3-3 その他の注意事項

○1号認定の施設利用時間は1日4～5時間程度であり、夏休みや年度末休業などがあります。利用期間や長期休業等の期間については、各園にご確認ください。

○名字・住所・家族構成等に変更があった場合や、退園予定がある場合などは手続きが必要になりますので、各園にお問い合わせください。

4 保育料・副食費について

4-1 世帯の階層区分と保育料

令和8年9月から全ての世帯の階層区分において、保育料は無償となりました。

保育料は無償となりますが、1号認定利用（満3歳～5歳児）と2号認定利用の3歳児クラス～5歳児クラスの子どもの副食費（おかず、おやつ等）は保護者負担となります。各園が定める費用を園に納めていただきます。副食費は次に掲げる世帯の階層区分により免除される場合があります。

教育時間外の預かり保育料、その他実費（延長保育料・上乗せ徴収等）の保護者負担が発生します。

1号認定の利用の方は次の①④、2号認定・3号認定の方は①～④をご確認ください。

① 父母の令和8年度の市民税所得割額を合算し、保育料表の階層区分を確認します。

※市民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除）の適用前の額となります。

● 会社等に勤務している父母

職場から交付される令和8年度の「市町村民税特別徴収税額通知書」をご確認ください。

● 自営業・農業・事業等をしている父母

令和8年度の市民税税額決定通知書の内訳書をご確認ください。

《令和9年度クラス年齢》

② お子さんの生年月日から右表の「クラス年齢」を確認します。

クラス年齢は、年度当初（4月1日）の年齢で決定し、年度途中で誕生日を迎えても変わりません。

③ 保育料表で上記①と②の交わる階層区分が、世帯の階層区分として判定されます。

保育料決定通知等は、4月当初から入園の場合は4月中旬に通知します。年度途中入園の場合は、入所月前月の支給認定証送付時に通知します。

児童の生年月日	クラス年齢	小学校入学
R3.4.2～R4.4.1	5歳児	R 10.4
R4.4.2～R5.4.1	4歳児	R 11.4
R5.4.2～R6.4.1	3歳児	R 12.4
R6.4.2～R7.4.1	2歳児	R 13.4
R7.4.2～R8.4.1	1歳児	R 14.4
R8.4.2～R9.4.1	0歳児	R 15.4
R9.4.2～	0歳児	R 16.4

④ 市民税が未申告等で税情報がない方は、世帯の階層区分が

正しく判定出来ないため、申告されるまでの間、最高階層の世帯とみなす場合があります。

※世帯の階層区分は、4月～8月分は令和8年度の市民税額で判定し、9月以降は、令和9年度の市民税額で判定します。

4-2 保育料表と副食費の免除表

● 鶴岡市保育料表 保育料表は、今後国基準の改正等により変更する場合があります。

1号認定の場合

世帯の階層区分				保育料月額	副食費の徴収
生活保護世帯等		A		0円	免除
市民税非課税の母子・父子・障害者世帯		B1		0円	免除
市民税非課税世帯		B2		0円	免除
市民税 所得割額	1円以上～ 77,101円未満	母子・父子・障害者世帯	C	0円	免除
		母子・父子・障害者世帯以外	D1	0円	免除
	77,101円以上～211,201円未満		D2	0円	●徴収
	211,201円以上		D3	0円	●徴収

2号認定・3号認定の場合

世帯の階層区分			認定	0・1・2 歳児の保育料月額 () 内は、軽減前の保育料	3 歳児以上 副食費の徴収	
生活保護世帯等			A	標準	0 円	免除
				短時間	0 円	免除
市民税非課税の 母子・父子・障害者世帯			B1	標準	0 円	免除
				短時間	0 円	免除
市民税非課税世帯			B2	標準	0 円	免除
				短時間	0 円	免除
市民税均等割のみ課税の 母子・父子・障害者世帯			B3	標準	0 円 (7,500 円)	免除
				短時間	0 円 (7,000 円)	免除
市民税均等割のみ課税世帯			B4	標準	0 円 (16,000 円)	免除
				短時間	0 円 (15,500 円)	免除
市民税所得割額	1 円以上～ 48,600 円未満	母子・父子・障害者 世帯	C 1	標準	0 円 (8,000 円)	免除
				短時間	0 円 (7,500 円)	免除
		母子・父子・障害者 世帯以外	D 1	標準	0 円 (17,500 円)	免除
				短時間	0 円 (17,000 円)	免除
	48,600 円以上～ 57,700 円未満	母子・父子・障害者 世帯	C 2	標準	0 円 (8,000 円)	免除
				短時間	0 円 (7,500 円)	免除
		母子・父子・障害者 世帯以外	D21	標準	0 円 (22,000 円)	免除
				短時間	0 円 (21,500 円)	免除
	57,700 円以上～ 70,000 円未満	母子・父子・障害者 世帯	C 2	標準	0 円 (8,000 円)	免除
				短時間	0 円 (7,500 円)	免除
		母子・父子・障害者 世帯以外	D22	標準	0 円 (22,000 円)	●徴収
				短時間	0 円 (21,500 円)	●徴収
	70,000 円以上～ 77,101 円未満	母子・父子・障害者 世帯	C 3	標準	0 円 (8,000 円)	免除
				短時間	0 円 (7,500 円)	免除
		母子・父子・障害者 世帯以外	D 3	標準	0 円 (27,000 円)	●徴収
				短時間	0 円 (26,500 円)	●徴収
	77,101 円以上 ～97,000 円未満		D 3	標準	0 円 (27,000 円)	●徴収
				短時間	0 円 (26,500 円)	●徴収
	97,000 円以上 ～169,000 円未満		D 4	標準	0 円 (35,000 円)	●徴収
				短時間	0 円 (34,000 円)	●徴収
	169,000 円以上 ～250,000 円未満		D 5	標準	0 円 (43,000 円)	●徴収
				短時間	0 円 (42,000 円)	●徴収
	250,000 円以上 ～301,000 円未満		D 6	標準	0 円 (47,000 円)	●徴収
				短時間	0 円 (46,000 円)	●徴収
	301,000 円以上		D 7	標準	0 円 (52,000 円)	●徴収
				短時間	0 円 (51,000 円)	●徴収

- (注) 1 父母以外の児童の直系家族が生計中心者である場合、その生計中心者の税額で世帯の階層区分を判定する場合があります。
- 2 年度当初18歳未満のお子さんを3人以上養育している場合、申請により3人目以降のお子さんの3歳児以上の副食費は免除になります。
- 3 山形県保育料無償化に向けた保育料軽減交付金事業により、当面、B3～D3 階層の保育料が無償(0 円)、D4 階層の保育料が軽減されています。また、市の独自事業によりD4 階層以降も保育料は無償となります。
- 4 父母と別居生活をしている学生等のお子さんがある世帯や未婚のひとり親の世帯は、副食費が免除されることがありますので、必ず申請書にご記入ください。
- 5 延長保育料や送迎バス代のほか、認定こども園の場合は、入園料など別途料金がかかる場合があります。詳しくは各園にご確認ください。

● 世帯の階層区分の変更

離婚、再婚、転居等により世帯員に変更があった場合、または修正申告等により市民税額に変更があった場合は、翌月から世帯の階層区分が変更になる場合があります。「入所児童世帯等変更届」(巻末に様式有)を速やかに各園、または園所在地域の市担当課にご提出ください。提出が遅れると、階層区分の変更が遅れ、副食費の徴収判定の反映も遅くなります。また、令和8年中に転職等により複数の源泉徴収票を受けている場合や、途中退職等で年末調整を行っていない場合等は、確定申告等を確実に済ませてください。

教育利用（1号認定）の方の 預かり保育の利用料無償化について

預かり保育の利用料が無償となるには、手続きが必要です。

- 預かり保育を利用する場合で、無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性」の認定である新2号認定（施設等利用給付の2号認定）または新3号認定（施設等利用給付の3号認定）を受ける必要があります。申請手続きは、次のとおりです。
- 保育の必要性の認定を受けた場合、3歳児から5歳児（小学校就学前）の子どもの預かり保育の利用料が、新2号は月額12,300円まで無償。新3号は月額17,700円まで無償となります（1日490円×利用日数が月額上限）。

提出資料

・家庭での保育が困難であることを証明する書類（就労証明書など、父母それぞれの分が必要。就労証明書は巻末様式にて作成ください）。

提出方法

教育・保育給付認定申請書(施設等入園申込書)兼児童台帳兼施設等利用給付認定申請書（7ページ 書類①）を提出する際に、上記提出資料を合わせて提出してください。申請書中「保育の希望の有無」欄にある「☐（施設等利用給付申請）」にチェックを入れてください。

- 認定こども園に入園希望で、保育の必要性が無い場合や、預かり保育を利用せず、通常の教育時間のみの利用者等は、手続きは必要ありません。

○認定こども園・保育園・地域型保育一覧（令和9年度）

令和8年9月現在

●1号認定者（教育利用希望）が利用できる施設

区分	施設名	住所 電話番号	定員 (人)	受入年(月) 齢	保育時間 ()内は預かり保育含む	運営主体	
認定こども園	幼保連携型	城南幼保育園	のぞみ町 6-20 ☎24-7164	15	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:30～19:00)	(学) 鶴岡城南学園
		りっしょう子ども園	西新斎町 2-31 ☎33-8772	15	満3歳～ 就学前	8:00～12:00 (7:00～19:00)	(福) 立正会
		美咲こども園	美咲町 32-8 ☎28-3331	15	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:15～19:00)	(福) 恵愛会
		ちわら菜の花こども園	茅原字西茅原 129-1 ☎26-7311	15	満3歳～ 就学前	9:00～13:00 (7:20～19:00)	(福) 道形保育会
		大宝幼稚園	大宝寺町 14-10 ☎22-1883	25	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:30～18:30)	(学) 羽陽学園
		ちとせはぐくみ園	稲生一丁目 14-1 ☎22-0742	15	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:30～19:00)	(福) はぐくみ会
		若葉幼稚園	若葉町 24-35 ☎22-2237	10	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:30～18:30)	(学) キリスト教若葉学園
		マリア幼稚園	馬場町 7-19 ☎22-5831	35	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:30～18:45)	(学) 双葉学園
		三瀬保育園	三瀬字殿田 233-1 ☎73-3500	15	満3歳～ 就学前	9:30～15:00 (7:30～18:30)	(福) 三瀬保育会
		新形こども園	新形町 2-35 ☎23-2568	15	満3歳～ 就学前	9:00～13:00 (7:30～19:00)	(福) 新形愛育会
		たがわこども園	田川字高田 9-1 ☎35-2715	10	満3歳～ 就学前	8:30～13:00 (7:30～18:30)	(福) 田川保育会
		大山こども園（分園あり）	大山二丁目 56-26 ☎33-2033	20	満3歳～ 就学前	9:00～15:00 (7:30～19:00)	(福) 大山佛教慈善団
		上郷保育園	みずほ 50 ☎35-3392	9 (予定)	満3歳～ 就学前	8:00～14:00 (7:30～18:00)	(福) 上郷保育会
		ひばり・にしごう こども園（分園）(予定)	下川字樋渡 100 ☎64-0245	10 (予定)	満3歳～ 就学前	9:00～13:00 (7:30～19:00)	(福) 湯野浜・松並保育会
		民田保育園(予定)	民田字十二前 16-1 ☎24-4517	5 (予定)	満3歳～ 就学前	8:30～12:00 (7:30～18:00)	(福) 民田保育会
	幼稚園型	鶴岡幼稚園	泉町 6-13 ☎22-0658	20	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:15～19:00)	(学) 鶴岡学園
		みどり幼稚園	大塚町 6-28 ☎23-2350	45 (予定)	満3歳～ 就学前	8:00～14:00 (7:30～18:30)	(学) 齋藤学園
		和光幼稚園	我老林字五里市 62 ☎22-8835	10	満3歳～ 就学前	8:00～14:00 (7:30～18:30)	(学) いつき学園
		いなば幼稚園	藤島字村東 50 ☎64-2310	15	満3歳～ 就学前	8:10～14:00 (7:30～19:00)	(学) いなば学園
	所保育	美咲の森こども園	美咲町 28-5 ☎24-5555	15	満3歳～ 就学前	8:30～14:00 (7:15～19:00)	(福) 恵愛会

※1号認定者の平日の保育時間と預かり保育を含む最長保育時間を掲載しています。土曜日の保育時間など詳しくは各園へお問合せください。

● 2号・3号認定者（保育利用希望）が利用できる施設

区分		施設名	住所 電話番号	定員 (人)	受入年(月)齢	最長保育時間 ()内は土曜日	運営主体
認定こども園	幼保連携型	城南幼保園	のぞみ町 6-20 ☎24-7164	96	3か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(学)鶴岡城南学園
		りっしょう子ども園	西新斎町 2-31 ☎33-8772	75	2か月～ 就学前	7:00～19:00 (7:00～19:00)	(福)立正会
		美咲こども園	美咲町 32-8 ☎28-3331	80	6か月～ 就学前	7:15～19:00 (7:20～18:20)	(福)恵愛会
		ちわら菜の花こども園	茅原字西茅原 129-1 ☎26-7311	90	2か月～ 就学前	7:20～19:00 (7:20～19:00)	(福)道形保育会
		大宝幼稚園	大宝寺町 14-10 ☎22-1883	90	6か月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(学)羽陽学園
		ちとせはぐくみ園	稲生一丁目 14-1 ☎22-0742	60	5か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)はぐくみ会
		若葉幼稚園	若葉町 24-35 ☎22-2237	30	6か月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(学)キリスト教若葉学園
		マリア幼稚園	馬場町 7-19 ☎22-5831	99	8か月～ 就学前	7:30～18:45 (7:30～18:30)	(学)双葉学園
		三瀬保育園	三瀬字殿田 233-1 ☎73-3500	40	2か月～ 就学前	7:00～19:00 (7:00～19:00)	(福)三瀬保育会
		新形こども園	新形町 2-35 ☎23-2568	80	2か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)新形愛育会
		たがわこども園	田川字高田 9-1 ☎35-2715	20	6か月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(福)田川保育会
		大山こども園（分園あり）	大山二丁目 56-26 ☎33-2033	130 (予定)	2か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)大山佛教慈善団
		上郷保育園	みずほ 50 ☎35-3392	30 (予定)	2か月～ 就学前	7:15～18:15 (7:15～18:15)	(福)上郷保育会
		ひばり・にしごう こども園（本園）（予定）	下川字龍花崎 36-544 ☎75-3033	55 (予定)	5か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)湯野浜・松並保育会
		ひばり・にしごう こども園（分園）（予定）	下川字樋渡 100 ☎64-0245	15 (予定)	満1歳～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)湯野浜・松並保育会
		民田保育園（予定）	民田字十二前 16-1 ☎24-4517	35 (予定)	5か月～ 就学前	7:30～18:00 (7:30～17:30)	(福)民田保育会
	幼稚園型	鶴岡幼稚園 ^{注2}	泉町 6-13 ☎22-0658	55	満3歳～ 就学前	7:15～19:00 (7:15～19:00)	(学)鶴岡学園
		みどり幼稚園 ^{注2}	大塚町 6-28 ☎23-2350	45 (予定)	満3歳～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(学)齋藤学園
		和光幼稚園 ^{注2}	我老林字五里市 62 ☎22-8835	15	満3歳～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(学)いつき学園
		いなば幼稚園 ^{注2}	藤島字村東 50 ☎64-2310	10	満3歳～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(学)いなば学園
	所型保育	美咲の森こども園	美咲町 28-5 ☎24-5555	80	6か月～ 就学前	7:15～19:00 (7:20～18:20)	(福)恵愛会
認可保育所	かたばみ保育園	家中新町 14-10 ☎22-0686	90 (予定)	3か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	鶴岡市	
	東部保育園	日出一丁目 25-23 ☎22-2142	110 (予定)	3か月～ 就学前	7:15～19:00 (7:15～19:00)	(福)恵泉会	
	西部保育園	新海町 11-57 ☎23-5646	70 (予定)	3か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	鶴岡市	
	南部保育園	陽光町 9-32 ☎22-0527	130 (予定)	3か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	鶴岡市	
	松原保育園	宝町 18-50 ☎29-1501	110	3か月～ 就学前	7:15～19:00 (7:15～19:00)	(福)恵泉会	

● 2号・3号認定者（保育利用希望）が利用できる施設（つづき）

区分	施設名	住所 電話番号	定員 (人)	受入年(月)齢	最長保育時間 ()内は土曜日	運営主体
認可保育所	荘内教会保育園	本町三丁目 5-36 ☎25-7070	60	2か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～18:30)	(福)地の塩会
	常念寺保育園(分園あり)	睦町 1-2 ☎24-9055	135 (予定)	2か月～ 就学前	7:00～18:30 (7:30～18:30)	(福)和順会
	道形保育園	道形町 20-52 ☎22-5841	80	2か月～ 就学前	7:20～19:00 (7:20～19:00)	(福)道形保育会
	栄保育園	播磨字若松 83 ☎29-2102	45	5か月～ 就学前	7:30～18:00 (7:30～18:00)	(福)栄保育会
	大泉保育園	白山字西野 148-1 ☎23-7332	90	6か月～ 就学前	7:15～18:45 (7:15～18:45)	(福)大泉保育会
	湯田川保育園	藤沢字西側 175 ☎35-2017	30	2か月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～17:00)	(福)湯田川保育会
	黄金保育園	青龍寺字川内 109-7 ☎24-4645	70	6か月～ 就学前	7:30～18:00 (7:30～18:00)	(福)黄金保育会
	ほなみ保育園	高田字下村 336-3 ☎28-2152	90	3か月～ 就学前	7:15～18:45 (7:15～18:45)	(福)京田保育会
	藤島こりす保育園	藤の花一丁目 21-1 ☎78-2588	110 (予定)	3歳児～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)ふじの里
	藤島くりくり保育園	藤島字笹花 82-1 ☎64-2167	90	6か月～ 2歳児	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)ふじの里
	貴船保育園	羽黒町後田字谷地田 186-1 ☎62-2155	110 (予定)	6か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)羽黒百寿会
	いずみ保育園	羽黒町市野山字山王林 11 ☎62-2153	70 (予定)	6か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～19:00)	(福)羽黒百寿会
	くしびき保育園	上山添字成田 21-9 ☎57-5081	60	3か月～ 2歳児	7:15～19:00 (7:15～19:00)	(福)鶴岡市社会福祉協議会
	くしびき西部保育園	上山添字文栄 1 ☎57-2848	90 (予定)	3歳児～ 就学前	7:15～19:00 (7:15～19:00)	(福)鶴岡市社会福祉協議会
	朝日保育園	下名川字落合 5 ☎53-2969	80 (予定)	6か月～ 就学前	7:30～19:00 (7:30～18:00)	(福)朝日ぶなの木会
	あつみ保育園	温海字荻田 177-1 ☎43-3901	45	2か月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～16:00)	(福)あつみ福祉会
	鼠ヶ関保育園	鼠ヶ関字横路 806 ☎44-2133	40	2か月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～12:00)	(福)あつみ福祉会
地域型保育 ほろ	《小規模保育》 ニチキッズつるおか駅前保育	大宝寺町 1-30 ☎26-2131	19	2か月～ 2歳児	7:00～19:00 (7:00～19:00)	(株)ニチイ学館
	《小規模保育》 ニチキッズつるおか天神保育	大東町 19-27 ☎26-7270	19	2か月～ 2歳児	7:00～19:00 (7:00～19:00)	(株)ニチイ学館
	《小規模保育》 ベビー&キッズルームばあば・ぱぱ	千石町 17-15 ☎77-4113	9	3か月～ 2歳児	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(一社)GLEAP
	《事業所内保育》 鈴の音(すずのね)保育園	苗津町 5-66 ☎33-8455	12	3か月～ 2歳児	7:30～18:30 (7:30～18:30)	(福)恵泉会

★★★★★ 11～13 ページ共通 ★★★★★

注1：施設区分や定員・受入年齢・保育時間は、今後変更される場合があります。

注2：鶴岡幼稚園、みどり幼稚園、和光幼稚園、いなば幼稚園は3号認定の利用定員を設けていないため、2号認定者のみの利用となります。

ただし、届出保育施設または子育て支援事業として2歳児の受入を行っている施設もありますので、各施設にご確認ください。

注3：地域型保育は、3号認定者のみの利用となります。

○各施設の情報は、サイト「ここdeサーチ」でも公開しています。



教育・保育給付認定申請書(施設等入園申込書)兼児童台帳

新規・転園

2 ページ目の「申請にあたっての同意事項」を承諾した上で、記名して申請ください。申請者の押印は不要です。

兼 施設等利用給付認定申請書

令和8年10月14日

保護者(申請者)氏名 保育 一郎
〒997-0000 連絡先(携帯可) 090-1234-5678
現住所 鶴岡市 ほいく町9-25 ほいくアパート201号室
(アパート名等も記入) □現住所と同一

令和8年1月1日現在の住所 仙台市青葉区ほいく町1-2-3
(申請者の住所が鶴岡市以外にあった場合記入)

配偶者氏名 保育 花子 連絡先(携帯可) 090-8765-4321
□申請者の □申請者の

現住所 鶴岡市
父または母が単身赴任等で別居の場合は、住所地の自治体名を記入ください。
詳しい住所は、上記の現住所の「鶴岡市」を「鶴岡市」として、記入ください。

保育料は市民税で計算します。市民税を確認する必要があるため、必ず令和8年1月1日に鶴岡市以外に住所があった場合、住所地を記入ください。配偶者も同様です。

◎ 同意の上、申請します。

出生予定の場合は、名前や生年月日は空欄のまま、備考欄に出産予定日を記入してください。

申込児童	フリガナ ホイク ケンタ 保育 健太	生年月日 8.4.20 (0歳11ヵ月)	性別 男	障害者 該当者0	備考
					(出生予定日) 令 . .
					既に認定を受けている場合は認定者番号を記入→()

申込児童の兄弟姉妹順位を○で囲んでください
※第1子の基準は18歳未満(高校3年生以下)
①第1子 ②第2子 ③第3子以降 同時に申し込む兄弟姉妹の有無 ④(1名) 無

児童との続柄	氏名	生年月日	性別	障害者 該当者0	健康状態 (要介護認定者には不良を選択)	勤務先または R9.4 現在の通学(学年)・通園先	備考
父	フリガナ ホイク イチロウ 保育 一郎	昭平 58.5.5	男	該当	良 不良	㈱〇〇製作所	
母	フリガナ ホイク ハナコ 保育 花子	昭平 59.6.6	女	該当	良 不良	△△美容室	
祖父	保育 健治	大昭平令 37.7.7	男	該当	良 不良	自営〇〇商店	
祖母	保育 康子	大昭平令 36.8.8	女	該当	良 不良	〃	
姉	保育 花	大昭平令 30.9.9	女	該当	良 不良	□□小学校 〇年	
兄	保育 太陽	大昭平令 4.10.10	男	該当	良 不良	〇〇保育園(申込)	
曾祖母	保育 花江	大昭平令 17.11.11	女	該当	良 不良	無職	

生活保護の適用の有無 ⑤ 有 申請中 ←該当するものを○で囲む

父母と別居生活をしているお子さんの有無 ⑥ 有
氏名: 保育 華美 (平成19年12月12日生) □進学 □就労 □その他
無 現住所: 仙台市〇〇区△△町1-1 □□アパート301号室

世帯の状況 (該当するものを○で囲む)
1. ひとり親家庭等(死別・離婚・未婚・離婚協議中) ←いずれかを○で囲む
2. 単身赴任(父・母) ←いずれかを○で囲む 帰省頻度 年・月・日
③ 障害者世帯(上記家族または児童本人が障害者である場合)

保育の希望の有無 (該当するものを○で囲む)
⑦ 有 (2号・3号認定): 保育所、認定こども園等で保育を希望する場合
無 (1号認定): 満3歳以上で認定こども園での教育を希望する場合(保育所等との併願を除く)
↳申請の場合□する: □1号認定であるが保育の必要性の認定を受けます(施設等利用給付申請)

保育の希望の有無が未記入であると、認定を決定できません。必ず記入ください。
(園名) 〇〇保育園 (理由) 自宅から近いため
(園名) △△こども園 (理由) 母の職場から近いため
(園名) □□保育園 (理由) 父の職場から近いため

園名・理由
第4希望 (園名) ☆☆こども園 (理由) 母の通勤途中にあるため
第5希望 (園名) ◇◇保育園 (理由) 父の通勤途中にあるため
その他希望

利用を希望する期間 令和9年4月1日から □小学校入学まで
□令和 年 月 日まで(理由)
産休・育休から復職する場合は必ず記入 → 令和9年4月20日復職予定

復職予定日の前月初日から利用できます。ならし保育を含めた期間を記入ください。
【平日】午前 8時30分～午後 5時30分 【土曜日】午前 時
1. 異常なし ⑧ 2. 通院中(病名: 中耳炎) 3. アレルギー() 4. その他特記事項()
1. 異常なし 2. 言葉が遅い 3. 歩行が遅い 4. 障害等がある()
5. 乳幼児健診時に発達面で要観察等の場合はその理由()
⑨ 6. その他心配な点がある場合の内容(落ち着きが無い、視線を合わせにくい、ミルクをあまり飲まない)

不正(虚偽)が認められた場合は決定を取り消す場合があります。「入園のてびき」を参考に黒ボールペンで記入してください。

【申請にあたっての同意事項】

1 認定事務が集中し、審査に時間を要することから、令和9年4月中の利用については、教育・保育給付認定の結果が、令和8年10月1日～10月30日受付分は令和9年1月末、令和8年10月31日以降の令和9年度受付分は令和9年3月末までに通知されることについて承諾します。また、5月以降の利用については、教育・保育給付認定の結果が入所予定日の前月中に通知されることについて承諾します。

2 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の審査に当たって、私及び私の世帯の市民税課税台帳及び世帯情報を閲覧することのほか、官公署に対して必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることについて承諾します。

3 申請書等に記載した内容は、教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定、それらの情報に基づき決定した利用者負担額に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することを承諾します。

4 子ども・子育て支援法の規定に基づき、教育・保育給付費及び施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定教育・保育施設又は、特定子ども・子育て支援提供者が代理受領する場合があることを承諾します。

5 認定事務が集中し審査等に日時を要するため、施設等利用給付認定の結果は、に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせが延期される場合があることを承諾します。

6 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の審査に当たって、私及び私の世帯の市民税課税台帳及び世帯情報を閲覧することのほか、官公署に対して必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることについて承諾します。

保育短時間から保育標準時間に変更を希望する場合は、ご記入ください。

なお、理由内容によっては保育標準時間に変更できない場合があります。

■保育の必要量変更の申請 ※保育所利用(2・3号認定)の方で希望の場合は記入ください。

※父母いずれかの就労時間が月平均120時間未満の場合、保育短時間の利用(約8時間の保育)となりますが、標準時間の保育が必要な場合は右に☑を入れて、理由を○で囲んでください。 ☑保育標準時間への支給認定変更を申請します。

① 勤務地が遠く、送迎に時間を要するため(片道所要時間：40分)

2 シフト勤務のため 参考例) 16時までの勤務であるが、通勤に40分程度かかるため、

3 その他(具体的な理由： 16時30分を超えて保育園を利用しなければならない。)

■個人番号(マイナンバー)

申込児童が出生予定の場合は空欄

続柄	氏名	個人番号											
本人	保育 健太	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
父	保育 一郎	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
母	保育 花子	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
祖父	保育 健治	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
祖母	保育 康子	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
姉	保育 花	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
兄	保育 太陽	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
曾祖母	保育 花江	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

提出者(子育て推進課に提出する場合は以下も記入願います)

☐申請者本人

☒申請者以外の場合：本申請及び個人番号の提供について、次のものに委任します。

(氏名： 保育 花子)

(申請者からみた続柄： 妻)

【受付者記入欄】提出者の身元確認

☐個人番号カード

☐写真付きの身分証明

☐公的書類2種類

提出書類の確認

この欄を利用して、提出書類の記入漏れや内容を確認してください。ただし、書類②(就労証明書)は、一番上のお子さんの分は、その写しで提出することも可能です。

<提出の前に下記項目について ☑等を記入し、書類に不備等がないか十分ご確認ください。>

提出書類名	書類の有無	確認事項
教育・保育給付認定申請書(施設等入園申込書)兼児童台帳兼施設等利用給付認定申請書(本申込書、書類①)	有・無	☒家族全員について記入した(申請児童の兄弟姉妹、別世帯同居祖父母等含む) ☐出生予定の場合は、母子手帳(1ページと4ページ)の写し添付 ☒第1希望から第5希望の園まで記入した ☒記入に不備がないか確認した(各項目全て記入あり)
家庭での保育が困難であることを証明する書類(就労証明書・診断書等)(書類②)	有・無	☒事業所の証明あり(自営業・農業等の方は確定申告の写しを添付) ☒父母分あり ☒記入に不備がないか確認した(各項目全て記入あり)
(該当する場合のみ) 障害者であることを証明する書類いずれかの写し(書類③)	有・無	☒身体障害者手帳 ☐療育手帳 ☐特別児童扶養手当受給証明書 ☐精神障害者保健福祉手帳 ☐障害基礎年金証書
(該当する場合のみ) 離婚協議中であることを証明する書類いずれかの写し(書類④)	有・無	☐協議離婚中であることがわかる内容証明 ☐調停離婚中であることがわかる通知 ☐裁判離婚中であることがわかる通知 等

-15-

次項からは保育の優先度を決定するために必要な事項となりますので、必ず記入してください。記入漏れや不備は、必ず記入ください。1号認定で施設等利用給付申請の方も記入ください。

父	☒ 就労	☐ 疾病・障がい	☐ 介護・看護	☐ 就学	☐ 災害・復旧	☐ 求職活動・内定	☐ その他()	
母	☒ 就労	☐ 妊娠・出産	☐ 疾病・障がい	☐ 介護・看護	☐ 就学	☐ 災害・復旧	☐ 求職活動・内定	☐ その他()

※上記「保育を希望する理由」で選択した項目について詳しくご記入ください。

就労	父親の状況 「就労」をチェックした場合記入。				母親の状況			
勤務時間	勤務曜日	①・②・③・④・⑤・土・日	1週間あたりの勤務日数	5日	勤務曜日	①・②・③・④・⑤・土・日	1週間あたりの勤務日数	5日
	8時30分～17時30分 (1日当たり9時間00分)				10時00分～16時00分 (1日当たり6時間00分)			
通勤時間	自宅⇒第1希望施設 7時45分				自宅⇒第1希望施設 8時55分			
	※通常出発時刻を記入ください。 8時00分				第1希望施設⇒職場 9時10分			
時刻を記入	自宅⇒職場 8時05分				自宅⇒職場 9時15分			
通勤方法	☐ 徒歩 ☐ 電車 ☐ バス ☐ 自転車 ☒ 自動車				☐ 徒歩 ☐ 電車 ☐ バス ☐ 自転車 ☒ 自動車			
以下、記入例のため全ての項目に記載しておりますが、「保育を希望する理由」でチェックいただいた箇所のみ記入し、4ページに進んでください。	()				休職理由 ☐ 産前産後 ☒ 育児中 ☐ その他()			
	年 月 日				終了日 令和9年4月19日			

妊娠・出産	「妊娠・出産」をチェックした場合記入。		母親の状況
出産予定日			令和9年5月5日
産休後の予定	☒ 職場復帰 ☐ 求職活動 ☐ 家庭保育 ☐ その他		

疾病・障がい	父親の状況 「疾病・障がい」をチェックした場合記入。				母親の状況			
疾病・障がい名					てんかん			
障害者手帳	手帳の有無	有・無	有の場合手帳の種類	等級	手帳の有無	① 有 ② 無	有の場合手帳の種類	精福 等級 2
状況					いつ発作が起きるか分からない			
入院・通院期間	年 月 日 ～ 年 月 日				平成20年1月 日 ～ 年 月 日			
通院日数	1か月あたり 日				1か月あたり1日			

介護・看護	父親の状況 「介護・看護」をチェックした場合記入。				母親の状況			
被介護者氏名	保育 花江							
生年月日	昭和17年11月11日				年 月 日			
児童との続柄	曾祖母							
同居の有無	① 有 ② 無				有 無			
被介護者の住所	〒 同居の場合省略可				〒			
疾病・障がい名	心臓機能障害							
要介護・要支援認定	認定の有無	① 有 ② 無	要介護1②3.4.5 要支援1.2		認定の有無	有・無	要介護1.2.3.4.5 要支援1.2	
障害者手帳	手帳の有無	① 有 ② 無	有の場合手帳の種類	身体 等級 4	手帳の有無	有・無	有の場合手帳の種類	等級
介護内容	☒ 自宅介護 ☒ 通院付添 ☐ 入院付添 ☐ 施設通所付添				☐ 自宅介護 ☐ 通院付添 ☐ 入院付添 ☐ 施設通所付添			

就学・職業訓練	父親の状況 「就学・職業訓練」をチェックした場合記入。				母親の状況			
学校名					〇〇看護専門学校			
所在地	〒 997-0000 鶴岡市ほいく町25-9							
学年	年制 年次 在学中				2年制 1年次 在学中			
就学期間	年 月 ～ 年 月 (卒業見込)				令和8年 4月 ～ 10年 3月 (卒業見込)			
通学日数	週 日 (1日平均 時間 分)				週 5日 (1日平均 7時間00分)			

その他	父親の状況 「災害復旧・求職活動」をチェックした場合記入。				母親の状況			
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっていますか はい ① いいえ				震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっていますか はい ① いいえ			
求職活動	☒ 求職活動中 ☐ 起業準備中				☐ 求職活動中 ☐ 起業準備中			
その他の事由								

現在の保育状況

現在の保育状況	☒ 自宅でみている ☐ 職場に連れて行く ☐ 親族・知人宅でみている ☐ 保育施設等 ☐ その他				
自宅でみている場合	保育者	父・ <u>母</u> ・祖父・祖母・親族・知人	親族・知人氏名		
申込児童が出生予定の場合は、 出生後保育施設等に預けるま での予定を記入ください。		父・母・祖父・祖母・親族・知人	親族・知人氏名		
	氏名			続柄	
	みている場合	住所			
保育施設等を利用している場合	施設名			施設の認可の有無	有・無
	定期利用・不定期利用	利用曜日	月・火・水・木・金・土・日	不定期で週に	日
	利用時間	時 分 ～ 時 分		月額・日額	円
その他の場合					

兄弟姉妹の状況

☒ 兄弟姉妹が同時に申し込みをする ☐ すでに兄弟姉妹が保育所等に入園している ☐ 保育所等に入園していない小学校就学前児童がいる						
兄弟姉妹が同時に 申し込みをする場合	☒ 同じ保育所に申し込みをする					
	同じ保育所に一緒に入園できない場合					
	☐ 第1希望施設で待機する					
	☒ 第1希望施設以外でも兄弟姉妹と一緒に入園できる施設を希望する					
	☐ 兄弟姉妹が別々でも1人は第1希望施設、もう1人は他施設を希望する					
	☐ 1人は第1希望施設を希望、もう1人は待機する					
☐ 別の保育所（第1希望施設名： ）に申し込みをする						
すでに兄弟姉妹が保育 所等に入園している場合	氏名		申込児童との続柄		施設名	
	氏名		申込児童との続柄		施設名	
保育所等に入園 していない小学 校就学前児童が いる場合	氏名		申込児童との続柄		生年月日	
	現在の保育状況					
	氏名		申込児童との続柄		生年月日	
	現在の保育状況					

祖父母の状況

同居していない祖父母はいますか		<u>はい</u> いいえ	同居していない祖父母		☐ 父方 祖父 ☐ 父方 祖母 ☒ 母方 祖父 ☒ 母方 祖母
祖父母の 状況	続柄	氏名	住所	年齢	就労状況（勤務先）
	父方	祖父	〒 (電話 - -)		
		祖母	〒 (電話 - -)		
	母方	祖父	〒 9 9 0 - 0 0 0 0 (電話 090-1111-1111) 山形市〇〇町1-2-3	67	〇〇病院
		祖母	〒 (電話 090-2222-2222) 同 上	68	△△居宅介護支援センター

<記入例>就労証明書

★会社等勤務の場合

- ・会社に就労証明の記入を依頼してください。
- ・会社の印は必要ありません。

★自営業・農業等の場合

- ・ご自身で就労証明を記入し、確定申告の写し（開業間もない場合は開業届または営業許可証の写し）を添付してください。

証明日	西暦	2026	年	10	月	5	日
事業所名	(株)〇〇製作所						
代表者名	代表取締役社長 〇〇 〇〇						
所在地	鶴岡市〇〇町〇番〇号						
電話番号	0235	—	25	—	0000		
担当者名	総務人事部 〇〇 〇〇						
記載者連絡先	0235	—	25	—	0000		

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																						
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☒ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																																						
2	フリガナ 本人氏名	ホイク イチロウ 保育 一郎 生年月日 1983 年 5 月 5 日																																																																						
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2020 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																																																																						
4	本人就労先事業所	名称 (株)〇〇製作所 〇〇工場 住所 鶴岡市〇〇町〇番〇号 雇用開始日は必ず記入願います。																																																																						
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																						
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <tr> <th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th><th>祝日</th><th>合計 時間</th><th>月間</th><th>180</th><th>時間</th><th>0</th><th>分 (うち休憩時間 1200 分)</th></tr> <tr> <td>☒</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☐</td><td>☐</td><td></td><td>一週当たりの就労日数</td><td>月間</td><td>20</td><td>日</td><td>一週当たりの就労日数 週間 日</td></tr> <tr> <td>平日</td><td>8</td><td>時</td><td>30</td><td>分</td><td>~</td><td>17</td><td>時</td><td>30</td><td>分 (うち休憩時間 60.00 分)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>土曜</td><td>8</td><td>時</td><td>30</td><td>分</td><td>~</td><td>17</td><td>時</td><td>30</td><td>分 (うち休憩時間 60.00 分)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>日祝</td><td>時</td><td>分</td><td>~</td><td>時</td><td>分</td><td>(うち休憩時間 分)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	180	時間	0	分 (うち休憩時間 1200 分)	☒	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐		一週当たりの就労日数	月間	20	日	一週当たりの就労日数 週間 日	平日	8	時	30	分	~	17	時	30	分 (うち休憩時間 60.00 分)					土曜	8	時	30	分	~	17	時	30	分 (うち休憩時間 60.00 分)					日祝	時	分	~	時	分	(うち休憩時間 分)							
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	180	時間	0	分 (うち休憩時間 1200 分)																																																											
☒	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐		一週当たりの就労日数	月間	20	日	一週当たりの就労日数 週間 日																																																											
平日	8	時	30	分	~	17	時	30	分 (うち休憩時間 60.00 分)																																																															
土曜	8	時	30	分	~	17	時	30	分 (うち休憩時間 60.00 分)																																																															
日祝	時	分	~	時	分	(うち休憩時間 分)																																																																		
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																						
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	<table border="1"> <tr> <th>年月</th><th>2026</th><th>年</th><th>9</th><th>月</th><th>年月</th><th>2026</th><th>年</th><th>8</th><th>月</th><th>年月</th><th>2026</th><th>年</th><th>7</th><th>月</th></tr> <tr> <td>20</td><td>日/月</td><td>180.00</td><td>時間/月</td><td>21</td><td>日/月</td><td>189.00</td><td>時間/月</td><td>20</td><td>日/月</td><td>180.00</td><td>時間/月</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	年月	2026	年	9	月	年月	2026	年	8	月	年月	2026	年	7	月	20	日/月	180.00	時間/月	21	日/月	189.00	時間/月	20	日/月	180.00	時間/月																																											
年月	2026	年	9	月	年月	2026	年	8	月	年月	2026	年	7	月																																																										
20	日/月	180.00	時間/月	21	日/月	189.00	時間/月	20	日/月	180.00	時間/月																																																													
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																						
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																						
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 2025 年 8 月 15 日 ~ 2025 年 9 月 30 日																																																																						
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☒ 復職済み 年 月 日																																																																						
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																						
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無																																																																						
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																																																																						
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																						
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																						
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																																																																						
18	備考欄																																																																							
19	保護者記載欄	<table border="1"> <tr> <th>児童名</th><th>生年月日</th><th>施設名</th><th></th></tr> <tr> <td>保育 太陽</td><td>2022 年 10 月 10 日</td><td>〇〇保育園</td><td>☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <th>児童名</th><th>生年月日</th><th>施設名</th><th></th></tr> <tr> <td>保育 健太</td><td>2026 年 4 月 20 日</td><td>〇〇保育園</td><td>☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <th>生年月日</th><th>施設名</th><th></th><th></th></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td></td><td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr> </table>	児童名	生年月日	施設名		保育 太陽	2022 年 10 月 10 日	〇〇保育園	☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	児童名	生年月日	施設名		保育 健太	2026 年 4 月 20 日	〇〇保育園	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)	生年月日	施設名			年 月 日			☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																														
児童名	生年月日	施設名																																																																						
保育 太陽	2022 年 10 月 10 日	〇〇保育園	☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																					
児童名	生年月日	施設名																																																																						
保育 健太	2026 年 4 月 20 日	〇〇保育園	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)																																																																					
生年月日	施設名																																																																							
年 月 日			☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																					

保護者記入欄
必ず記入をしてください。